

入札公告

総合評価方式による制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び阿賀野市財務規則（平成16年阿賀野市規則第55号）第142条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月31日

阿賀野市長 加藤 博幸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 下水第4号
山口北66号管渠工事
- (2) 工事場所 阿賀野市 山口町二丁目 地内
- (3) 完成期限 令和9年3月31日
- (4) 工事概要 施工延長 L=111.0m
推進工 低耐荷力推進工 L=107.5m
1号マンホール工 N=3基
取付管及び柵工 N=10箇所
付帯工一式
- (5) 入札方式
本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式【簡易（実績）型】で行う。
- (6) 低入札価格調査制度 適用する。
本件は、阿賀野市低入札価格調査制度実施要綱に定める低入札価格調査制度を適用する。
調査基準価格を下回り最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格調査入札者」という。）は、市が指定した日時までに低入札価格調査に必要な書類を提出し、調査に応じなければならない。
最低価格調査入札者については、調査を行った上で落札者とするか否かを決定する。
なお、最低価格調査入札者は、調査の結果により落札者とならない場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格要件

- 公告日現在で阿賀野市入札参加資格者名簿（令和7・8年度）に登録され、下記の要件をすべて満たしていること。
- (1) 業種、ランク
規則第141条の3に規定する有資格者名簿の土木一式工事Aランクに登録されている者であること。
 - (2) 地域要件
阿賀野市内に主たる営業所を有する者であること。
 - (3) 建設業の許可
建設業法第3条の規定による土木工事業の許可を有していること。
なお、総額5,000万円以上を下請契約して工事を施工させる場合は、特定建設業の許可を有していること。
 - (4) 配置技術者
建設業法第26条に規定する技術者を配置すること。

- また、その技術者は自社と直接的かつ恒常的な雇用関係が3箇月以上あること。
- (5) 施行令第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
- ア 申請日から入札日までの間で、阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領に基づき指名の停止を受け、その停止期間中の者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がなされている者。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされている者。
 - エ 自社又は自社の役員等（営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が、阿賀野市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員である者。若しくは社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 当該入札に参加する他の者との間に次の資本関係又は人的関係がないこと（組合及び共同企業体を含む）。
- 【資本関係】
- 子会社等と親会社等の関係にある場合〔左記の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び第4号の2の規定による。以下同様。〕
 - 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- 【人的関係】
- 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
※ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社である場合を除く。※ただし、監査役（会社法第2条第11号の2の規定による）や社外取締役（会社法第2条第15号の規定による）等は除く。
 - 一方の会社等の役員が、他方の会社等において民事再生又は会社更生手続中の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された者）を兼ねている場合
 - 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 【その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合】
- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札参加資格申請及び技術資料の提出等

入札参加を希望する者は、電子入札システムで参加申請し次の書類を添付すること。

(1) 一般競争入札参加申請及び技術資料

- ア 企業の技術力・地域性確認資料(様式第1号)
- イ 配置予定技術者の能力確認資料(様式第2号)
- ウ 総合評価方式評価項目（別表）
- エ 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し
- オ 建設業許可の写し

※「別表_総合評価【簡易実績型】{企業・技術者工事成績試算シート}」も併せて提出すること。

(2) 申請期限 令和8年8月21日（金）午後3時まで（土日、祝日を除く。）

(3) 入札参加資格の適否

参加資格要件を満たさない者、技術資料による加算点が0点に満たない者など、入札参加資格を有しないと決定したときは、令和8年8月24日（月）午後5時までに通知する。

(6) その他

ア 電子入札システムにファイルを添付する際は、必ず最新バージョンのウイルスチェックソフトによりウイルスチェックを行ってから添付すること。

4 入札に関する事項

(1) 提出方法 電子入札システムを用いて提出すること。

(2) 入札時提出書類

ア 入札書

※入札書に記載する金額は、消費税法の課税業者、免税業者を問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 工事内訳書

入札時に工事内訳書の提出を義務づけます。

工事費内訳書には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条に基づき以下の経費を記載し提出して下さい。

- ・材料費 ・労務費
- ・現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額
- ・労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費（安全衛生経費）
- ・建設業退職金共済制度の掛金（建退共掛金・中退共掛金）
- ・その他当該公共工事の施工のために必要な経費

なお、以下の条件に該当した場合は無効入札となる場合があります。

- ・入札書の工事価格と一致しない。
- ・市の設計書項目を満たしていない。
- ・以下に記載する以外のファイル形式による提出。

(1) Microsoft Word doc, docx形式

(2) Microsoft Excel xls, xlt,xlsx, xltx, xlsm形式

(3) PDFファイル pdf形式

(4) 画像ファイル jpg, jpeg, gif, png形式

(3) 労務費ダンピング調査

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事です。工事費内訳書に記載した直接工事費が「一定水準（中央公契連モデルに基づく**直接工事費の97%**）」を下回った場合、その理由の確認を行います。

労務費ダンピング調査における書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合があります。

(4) 入札受付期間

令和8年8月25日（火）午前9時から 令和8年8月26日（水）午後5時まで

(5) 開札日時 令和8年8月27日(木) 午前9時以降

(6) 再度入札等

予定価格の制限の範囲内で入札者が不在のときは、再入札(1回)を実施するため、直ちに電子入札システムより参加者へ再度入札の日時等を通知する。

(7) 注意事項

電子入札システムにファイルを添付する際は、必ず最新バージョンのウイルスチェックソフトによりウイルスチェックを行ってから添付すること。

5 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問及び回答は、次により行う。

(1) 質問締切 令和8年8月21日(金) 午後3時まで

(2) 質問提出先 上下水道局(下水道) E-mail: gesuido@city.agano.niigata.jp

(3) 最終回答日 令和8年8月24日(月) 午後5時までに入札情報サービスに回答を掲載します。

(4) 現場説明会 現場説明会は行わない。

(5) 総合評価方式に関する問い合わせ 財務課 E-mail: zaimu@city.agano.niigata.jp

6 入札保証金 免除する。

7 総合評価方式に関する事項

(1) 本工事の総合評価方式は、阿賀野市総合評価落札方式入札試行要領により行う。また、提出された技術資料に基づき、次式により評価値を算出し、評価値が最も高いものを落札者とする。

・ 評価値 = (技術評価点 / 入札金額) × 100,000,000

評価値は、小数点第4位を四捨五入し、第3位止めとする。

・ 技術評価点 = 標準点 + 加算点

技術評価点のうち、標準点は100点とし、入札参加者が「2 入札に参加する者に必要な資格要件」に掲げる競争に参加する者に必要な資格を満たす場合に与える。また、加算点は、提出された技術資料の内容を評価基準により評価した得点とし、最大23点を加算する。

(2) 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(3) 技術資料等の担保(ペナルティー)

ア 受注者の責により技術資料の評価基準が満足できない場合は、これに係る評点を0として加算点の再計算を行い、落札時の加算点との差に応じた工事成績評点の減点を行う。

減点値 = $8 \text{ 点} \times (\alpha - \beta) / \alpha$ (小数点以下第1位四捨五入整数止)

α : 当初の加算点(点)

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点(点)

イ 受注者が、技術資料に事実と異なる虚偽の事項を記載し加算点を受けたときは、各付けの降級をすることができる。(阿賀野市建設工事入札等参加資格審査規程第11条第2項第1号)

ウ 入札参加申請時において提出された様式に記載された配置予定技術者及び施工計画の内容が、請負者の責により履行できない場合の措置は、阿賀野市総合評価方式試行要綱の運用基準第10号第1号により、工事成績評定点の減点を行うものとする。

(4) 総合評価方式の評価項目 (別表)

① 企業の技術力	ア:同種工事の実績 イ:工事成績 ウ:優良工事表彰
② 配置予定技術者の能力	ア:同種工事の実績 イ:工事成績 ウ:優秀技術者表彰
③ 地域貢献度	ア:災害協定等の有無 イ:維持管理実績 ウ:地域ボランティア実績
④ 地域精通度	ア:地域調達
⑤ 担い手育成・確保	ア:若手技術者の配置 イ:WLB (ワーク・ライフ・バランス) の推進 ウ:技術者の育成 (CCUS 登録の有無)

(5) その他

ア 落札者の公表

落札決定については入札参加者へ通知するとともに、掲示板、ホームページで公表する。

イ 落札者の決定及び公表は、令和8年9月3日(木)までに行う予定としている。

ウ 落札しなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日(土日、祝日を除く。)以内に、書面により落札できなかった理由について説明を求めることができる。

8 契約条件

- (1) 契約保証金 請負契約における契約の保証等に関する取扱要領第1条の規定による。
- (2) 前払金 建設工事請負基準約款第35条第1項の規定による。
- (3) 中間前払金 建設工事請負基準約款第35条第2項の規定による。
- (4) 部分払 建設工事請負基準約款第38条の規定による。
- (5) 議会の承認 議会の承認案件でない。
- (6) その他 落札者が正当な理由無く契約を締結しない場合、その落札は効力を失い、損害賠償金として当該入札の契約額となった金額の100分の5を阿賀野市に納付しなければならないものとする。

9 問い合わせ先

阿賀野市役所 (〒959-2092 阿賀野市岡山町 10-15)

総務部財務課入札契約係 電話 0250-62-2525 Fax0250-62-0281

E-mail zaimu@city.agano.niigata.jp